

堺ジュニアブレイザーズ バレーボールスクール 会則

第1条(名称)

本スクールは、堺ジュニアブレイザーズ バレーボールスクール(以下、本スクールと言う)と称する。

第2条(所在)

本スクールは、大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番地(株式会社ブレイザーズスポーツクラブ内。以下、弊社と言う)に主たる事務所を置く。

第3条(目的)

本スクールは、バレーボールを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な育成を図り、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

第4条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本会則に同意及び遵守できるものであること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- 3.その他、弊社が入会を適当であると認めたもの。

第5条(入会手続)

- 1.本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。
- 2.所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

第6条(月会費・年会費等)

- 1.別に定める所定の会費を練習の参加の有無に関わらず支払うものとする。
尚、一旦納入された会費については入会不許可の場合を除き、理由の如何に関わらず返金しないものとする。
- 2.会費の支払い方法の変更を希望する場合は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

第7条(会費の滞納)

スクール生もしくは保護者が、会費の納入を怠ったときは、別に定めるところにより当該スクール生を退会させることができる。

第8条(練習日及び時間)

- 1.本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
- 2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

第9条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

1. 本スクールの目的に沿うよう努めること。
2. フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がバレーボールに親しみ楽しめるよう努めること。
3. 「堺ジュニアブレイザーズの会則」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
4. 練習及び試合に際して、本スクールが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。
5. 各種ソーシャルメディア、SNS に本スクール活動並びに会社情報をむやみに投稿しない。また、弊社が不適切と判断した投稿は削除を指示することができる。

第10条(休会)

1. 本スクールの休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、別途定める期日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第11条(退会)

1. 退会を希望するスクール生は、別途定める期日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
2. 退会后、再入会する場合は、再度月会費を支払わなければならない。
3. 大会後3か月以内の入会は認めない。

第12条(スクール生の変更事項)

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第13条(除名)

本会則に違反する等、堺ジュニアブレイザーズスクール生としてふさわしくないと認められたスクール生に対し、本スクールは退会をさせることができる。

第14条(事故の責任)

1. スクール生は、本スクールが実施、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生の活動中の怪我に対する保証は、弊社加入の Sports Manager 保証制度の範囲とし、本制度以外の負担を弊社はいかなる場合も行わない。

第15条(休講・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休講、もしくは閉鎖することがある。

第16条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を弊社のホームページ、その他、本スクールが関係するプロモーションに使用する場合がある。

第17条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第18条(細則)

本会則に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

第19条(会則の改定)

- 1.本会則の改定は弊社が必要に応じ、スクール生もしくは保護者の承諾を得ることなく、随時本会則並びに細則、その他諸規定を改正することができる。
- 2.スクール生もしくは保護者は本会則の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第20条(発効)

本会則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定

2020年7月 1日 改定

2021年5月 1日 改定

堺ジュニアブレイザーズ バレーボールスクール 細則

記

1. 練習日について

- ・毎週月曜日、水曜日、金曜日の18:00～20:00。月12回の練習を基本とする。
※災害などで練習日が休みになった場合のみ振替を実施する。
- ・練習日以外に練習、練習試合、公式戦がある際は、平日の練習回数にて回数を調整する。
- ・本スクールの練習会場である、日本製鉄堺体育館は、弊社が貸借している施設であり、メンテナンス、他団体の優先利用、その他会場都合がある場合はそれらを優先する。

2. 会費について

- ・月会費：9,900円（税込）。
支払方法はクレジットカード払いとなる。
- ・当月25日にクレジット支払い処理を致します。口座からの振替日は登録するカード会社により異なります。尚、25日が、土・日の場合は26日もしくは27日となります。

3. 指定用品について

入会后、スクール生は速やかに以下の指定用品を揃える必要がある。

- ・ユニフォーム ・ジャージ（上・下） ・Tシャツ
- ・パンツ ・ソックス ※トレーナーの購入は任意です。

4. PiCRO（スポーツマネージャー）について

スクール生の保護者は『PiCRO（スポーツマネージャー）』への登録が必要である。スクールからの連絡や緊急連絡等は、本サービスを通してご案内する。

5. 欠席・遅刻について

欠席や遅刻での振替や返金はしないものとする。体調不良による自粛での欠席や、その他理由についても同様とする。

6. 休会について

- ・弊社が必要と認めた場合は休会をすることができる。休会期間は最大2ヵ月とし、それ以降の休会が必要となる場合は退会となる。ただし弊社が認めた場合はこの限りではない。
- ・月の途中で休会した際も当該月の会費については支払うこととする。

7. 各種変更

住所・連絡先など入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかに手続きを行う必要がある。

（裏面へつづく）

8. 退会について

- 退会希望月の20日までに退会の手続きを行うものとする。
- 退会希望月に利用が1回でもあった際は、当月会費は支払うこととする。
- 20日までに退会の手続きが無い場合は、利用の有無に関わらず当月在籍者として扱い、当月会費は支払うこととする。
- 2ヵ月以上会費を滞納した場合は自動退会となりスクール生の練習参加を認めない。また在籍期間の会費については支払う必要がある。

9. 体調管理について

- スクール生の体調管理については保護者の責任において行なうとともに、体調に不安がある際はスクールへの参加を自粛ください。
- 日々の体調管理について自宅で記録し、行政機関の指示により提出を求められた際は、必要に応じて書面（電子データ）での提出をする。記録用紙（データ入力）は、在籍学校にて利用しているものとし、在籍学校にて記録用紙（データ入力）が無い場合は、当スクールの指定の用紙へ記載する。なお、記録用紙（記録データ）については、最低1ヵ月間は保管すること。
- 別紙：体調管理チェック表に該当が無い場合のみスクールへ参加させることとする。

10. その他、注意事項について

- 練習会場、試合会場での盗難、紛失について弊社は一切の責任を負わないため、貴重品等については持参しないようにすること。
- スクール生もしくは保護者間のトラブルについて弊社は一切の関与を致しません。
- 他のスクール生、もしくは保護者、並びにスクール運営に支障をきたすと弊社が判断した場合は、退会を命ずることができる。
- 弊社の許可なく、弊社が所持する権利（チーム名、ロゴ、指定用品、SNS、その他）を侵さないものとする。
- 弊社並びに指導者に対して、金品や飲食の供与は一切行わないものとする。
- 練習中並びに大会中のケガ、事故については弊社加入 Sports Maneger 保険の範疇での対応になります。

（Sports Maneger 保険の詳細はこちら <https://picro.jp/insurance/>）

- 各種手続き、各種案内を Google フォームで作成したフォーマットを活用しております。
グーグルプライバシー (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja#intro>)

11. 本細則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定
2020年7月 1日 改定
2020年5月 1日 改定

以上

個人情報の取り扱いについて

～プライバシーポリシー～

1. 個人情報のご提供

当スクールは、下記の目的のために、スクール生並びに保護者様の個人情報のご提供をお願いしております。

- PiCRO サービス利用
- 保護者様へのサポート実施、提供
- 当スクール情報のご案内
- 当スクールの実施するイベントのご案内
- 当スクールへのご意見、ご要望のご提供
- 堺プレイヤーズ情報のご案内

2. 個人情報の利用

当スクールは、保護者様からご提供頂いた個人情報は、上記の利用目的の範囲内で利用致します。また、その個人情報を保護者様のご同意なく上記利用目的の範囲を超えて利用いたしません。また保護者様の同意なしに登録された情報を改変することはありません。

3-1 第三者への提供について

取得いたしました個人情報の第三者への提供につきましては、下記の場合を除き行いません。

- 事前に同意をいただいた場合
- 個人情報保護法その他の法令で認められた場合

3-2 個人情報のシステム登録について

取得いたしました個人情報は、利用目的を達成するために PiCRO サービス提供者である株式会社 Hampstead（以下、「(株) Hampstead」といいます）へ、必要な範囲内において個人情報を開示・提供し、システム登録を行います。その場合、当スクールは(株) Hampstead に対し、守秘義務契約の締結などを行うとともに、スクール生並びに保護者様の個人情報を適切に管理するため厳正な管理監督を行います。

4. 照会・訂正・削除

スクール生並びに保護者様からご提供頂いた個人情報の内容について、照会・訂正・削除等を希望される場合には、必要な対応をいたします。

※個人情報とは住所、氏名、電話番号、生年月日、E-mail アドレスなど、利用者様並びに保護者様個人を識別することができる情報、あるいは個人に固有の情報をいいます。

Sports Manager 補償制度 (総合型地域スポーツクラブ専用補償制度)のご案内 (2021年度)

* Sports Manager補償制度(総合型地域スポーツクラブ専用補償制度)は、Chubb損害保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約」「施設所有(管理)者賠償責任保険」により運営しております。

Sports Manager補償制度(総合型地域スポーツクラブ専用補償制度)は、さまざまなスクール(教室)およびイベント参加における様々なリスクに備える制度です。本制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。災害補償制度は、スクール(教室)およびイベント参加中に参加者がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。賠償金補償制度は、スクール(教室)およびイベント参加者等が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。

災害補償制度とは ~クラブ主催者としての気遣いとして~ **地震・津波などの天災によるケガ**も補償します

補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ(天災時含む)または特定疾病※を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。
なお、本制度は株式会社ハムステッド(会員連絡システムPiCRO提供会社)を契約者とする補償制度により運営しております(引受保険会社: Chubb損害保険株式会社)。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。
急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症
(注)ただし、本補償制度の対象となった日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払の対象外となります。

想定事故例

- ・会員がスクール(教室)に参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスクール(教室)に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車に乗ってスクール(教室)に来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。
*入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額見舞金がお支払されます。

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡見舞金 (疾病死亡見舞金)	1,000万円 (1,000万円)	本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
後遺障害見舞金 (疾病後遺障見舞金)	最高 1,000万円 (1,000万円)	本補償適用のケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または本補償適用の特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合。
入院見舞金 (日額)	4,000円	本補償適用の傷病の治療のために入院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります(ただし、180日を経過した以降の入院は対象となりません。)
手術見舞金 (基礎額)	4,000円	入院見舞金がお支払される場合で、本補償制度の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、本補償制度の傷病の治療のために所定の手術を受けた場合。手術見舞金(基礎額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします(ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります)。
通院見舞金 (日額)	1,500円	本補償適用の傷病の治療のために通院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします(ただし、180日を経過した以降の通院は補償対象となりません) ※2021年4月1日より、骨折に関しての通院に関しては、ギプス固定の有無を問わず7日間を支払い限度とする。

賠償金補償制度とは ~施設所有(管理)者としての責任として~

補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、賠償金をお支払いする制度です。
万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかにスクール事務局までお申し出ください。
なお、本制度は株式会社ハムステッド(会員連絡システムPiCRO提供会社)を契約者、被保険者とする補償制度により運営しております(引受保険会社: Chubb損害保険株式会社)。

想定事故例

- ・会員がスクール(教室)に参加中、ホールが道路に出てしまい駐車してあった車に傷をつけてしまった。

補償内容	支払限度額
対人賠償	被害者1名につき 1億円 1事故につき 5億円 免責金額 なし
対物賠償	1事故につき 1億円 免責金額 なし

Sports Manager補償制度 (総合型地域スポーツクラブ専用補償制度) (2021年度)

見舞金をお支払いする場合		見舞金をお支払いできない主な場合
災害補償制度	対象となる損害	下記の場合において、スクール(教室)およびイベント参加中に偶然発生した会員のケガまたは特定疾病(注2) (「補償適用の原因(注3)」といいます。)に対して、見舞金をお支払いいたします。
	災害死亡見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。
	後遺障害見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	入院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術見舞金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。 ※2021年4月1日より、骨折に関する通院に関しては、ギブス固定の有無を問わず7日間を支払い限度とする。
賠償補償制度	スクール(教室)の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①会員の故意・重過失 ②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シナー等の使用 ④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ⑦野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、肘障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ⑧成長痛、加齢に伴う物(整形性膝関節症、変形性腰椎症など)など ⑨むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
【用語の説明】		
(注1)被補償者 団体が主催するスクール教室およびイベント参加者で、参加者名簿に記載された会員 (注2)特定疾病 「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。		(注3)補償適用の原因 会員が被った次のケガまたは特定疾病 ①団体が主催するスクール行事参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)

見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちに **スクール/クラブ事務局** までご連絡下さい。
 ※事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、見舞金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。
 ※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

【 スクール/クラブ事務局 】

株式会社ブレイザーズスポーツクラブ
 072-233-2264

【取扱代理店】

東京商事株式会社
 〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
 TEL : 03-3588-1141 FAX : 03-3588-1145
 E-mail : nanatsuyaku@Tristar7.com

【引受保険会社】

Chubb 損害保険株式会社
 〒141-8679
 東京都品川区北品川6-7-29
 ガーデンシティ品川御殿山
 03-6364-7000 (代)